

## 風しんの第5期定期予防接種について

国においては、第5期風しん定期接種対象者（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性）が令和7年3月31日までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分なかたで、MR ワクチンの偏在等が理由でワクチンの接種ができなかった場合、令和9年3月31日まで特例の接種対象者となることとなりました。

上牧町におきましても、国の方針に基づき、次の対象者のうち接種ができなかったかたについて、接種対象期間を延長しています。

### 《対象者》

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性のうち、令和7年3月31日までに抗体検査を実施し、風しんの抗体が不十分であったかた。

（令和7年4月1日以降に抗体検査を実施したかたは対象外です。）

### 《接種可能な期間》

令和7年4月1日～令和9年3月31日までの期間

※クーポン券、被保険者であることが確認できる書類、抗体検査結果が必要です。

# 令和8年度

## 風しん第5期定期接種 特例対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で  
風しんの抗体検査を令和7年3月31日までに実施した結果、

抗体が不十分のかた

※令和7年4月1日以降に抗体検査を実施したかたは対象外

令和9年3月31日まで